

## 「犬猫の飼い主さがしノート」の利用について【譲り渡し】

「犬猫の飼い主さがしノート」は、事情があって飼養困難となった犬や猫を譲りたい方と、新たに飼い主になりたい方との情報交換を振興局が支援する仕組みで、犬猫を譲りたい方が、自宅で飼養しながら譲渡先を探すものです。

犬・猫を譲りたい方は、振興局の環境生活課に対して、譲りたい犬猫の情報掲載を申込み、新たに飼養したい方と譲りたい方が直接やりとりします。

### 利用上の注意

- ・情報は飼養者の責任で公開することとし、振興局はその内容を保証しません。
- ・振興局が譲渡を約束するものではありません。
- ・譲渡に関する協議は、「現在の飼い主」と「譲受け希望者」の当事者同士で行ってください。
- ・譲渡時及び譲渡後に発生したトラブルについて、振興局は関与しません。

### 利用することができる条件

- ・自ら新たな譲渡先を探す努力をしており、いまだ譲渡先が見つからない方
- ・安易に飼育放棄せず、終生飼養を新しい飼い主に引き継ぐためにこの仕組みを利用する方
- ・道内(札幌市、旭川市、函館市を除く)に居住する方
- ・ブリーダー等営利目的として利用しない方
- ・離乳した犬猫であること
- ・犬については、狂犬病予防法に基づく畜犬の登録及び狂犬病予防注射をしていること
- ・上記、利用上の注意をご了承いただき、譲渡までの手続きをご理解いただける方

### 譲渡までの手続き

#### ① 掲載申込

下記連絡先に事前連絡のうえ、「情報掲載申込書」等に必要事項を全て記入し、提出(持参、郵送、メール)してください。

<申込先>	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54 釧路総合振興局保健環境部環境生活課(平日、9時~17時) TEL:0154-43-9155 FAX:0154-41-2703 E-mail:kushiro.kankyo1@pref.hokkaido.lg.jp
<必要書類>	・情報掲載申込書 ・情報カード(複数等申し込む場合は、1頭ごとに1枚ずつ作成) ・動物の写真(全身がはっきりと写っているもの1枚を情報カードに貼付) ・[犬の場合のみ] 鑑札および注射済票の現物または写真 ・[郵送申込の場合のみ] 84円切手を貼った返信用封筒1枚 又は メールアドレス・FAX番号

#### ② 動物の情報を掲載

振興局の、犬猫の飼い主さがしノートに、情報カードを掲載します。

譲渡希望者からの連絡をお待ちいただいている間も、自ら新たな譲渡先を探すよう務めてください。

③ 情報開示の可否の確認

ホームページに掲載した動物の情報カードに応募があった場合、現在の飼い主の連絡先開示の可否を確認したうえで、譲渡希望者に現在の飼い主の連絡先を開示します。  
(振興局でお手伝いするのはここまでです。)

③ 譲渡希望者と譲渡について調整

譲渡希望者から現在の飼い主に連絡がありますので、譲渡に関する条件や日時等を、当事者同士で調整してください。

④ 動物の譲り渡し

調整した譲渡条件のとおり、譲渡希望者に動物を譲り渡してください。

⑤ 振興局への連絡

掲載中の犬猫を譲渡したら、必ず振興局に連絡してください。